

福島第二原子力発電所 1号機について

平成 15 年 8 月 26 日
県民安全領域原子力安全グループ

福島第二原子力発電所 1号機は、平成 15 年 1 月 7 日に第 16 回定期検査のため運転停止し、現在に至っている。

点検の結果、炉心シュラウドについては、ひびは確認されていない。また、原子炉再循環系配管については、原子炉圧力容器との接続部 1カ所にひびが確認され、当該接続部を交換している。

なお、福島第二原子力発電所 1号機においては、昨年 8 月 29 日に明らかにされた自主点検作業記録不正問題において、平成 7 年に蒸気乾燥器の溶接方式を変更する補修工事を行った際に、平成 5 年に行われた当該ひびの修理まで実施したような施工報告書が作成されていたことが指摘されている。

この不正問題を受け、原子力安全・保安院は、平成 12 年 5 月 29 日に妥当とした福島第二原子力発電所 1号機の定期安全レビューの評価について、平成 14 年 10 月 3 日に保守管理等に関して事実を照らし適切とは認められないとして撤回している。

その後、福島第二原子力発電所 1号機は点検・補修等がなされ、福島第一原子力発電所 3号機及び同 5号機とともに、安全性が確認された旨、原子力安全・保安院から、地元町村に対しては 7 月 18 日に、また、県に対しては 7 月 22 日に、それぞれ説明が行われた。

原子力発電所については、県としては、これまでも立地自治体としての立場で、事業者との安全確保協定に基づき、立入調査、状況確認等を適宜実施してきたところであるが、今回、国の安全確認のあった福島第一原子力発電所 3号機、同 5号機及び福島第

二原子力発電所 1号機についても、従来同様、安全・安心の一体的な確保を基本に、個別に確認作業を行うこととした。

福島第二原子力発電所 1号機についても、先に実施した福島第一原子力発電所 3号機と同様に実務的に作業を進めることとし、原子力安全・保安院の安全確認のプロセスを確認するとともに、東京電力の点検補修、再発防止対策の取組状況について、専門家の意見も聞きながら、確認作業を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

原子力安全・保安院については、不正問題以降、検査手法の強化や検査体制の充実等の取組みがなされているが、先に福島第一原子力発電所 3号機の安全確保に係る取組状況に関して指摘したように、福島第二原子力発電所においても、立地地域の安全・安心の一体的な確保を図る観点から、規制当局として、事業者との持続的な緊張関係のもと、真に責任をもってその権限を行使するとともに、より客観性を高め、わかりやすく説明責任を果たしていくことが求められており、県としては、今後ともその取組みを厳しい目線で見えていく必要がある。

一方、東京電力については、信頼回復に向けたさらなる努力は必要であるものの、立地地域の要請等を踏まえた自主点検の実施等、慎重かつ真剣な取組みを進めていることがうかがえた。

先に福島第一原子力発電所 3号機の安全確保に係る取組状況に関して指摘したように、福島第二原子力発電所においても、今後とも協力企業も含め、一体的な安全・安心対策を一つ一つ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくべきである。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。